

平塚市バリアフリー基本構想の変更に係る調査結果について

1 概要

バリアフリー法及び基本方針の改正を踏まえて、下記の各事業者に平塚市バリアフリー基本構想（以下「基本構想」という。）に掲げる事業の変更案等の調査を実施しました。

実施事業	事業者	
公共交通特定事業（鉄道）	東日本旅客鉄道(株)横浜支社	
公共交通特定事業（バス）	神奈川中央交通(株)	
	神奈川中央交通西(株)平塚営業所	
公共交通特定事業（タクシー）	一般社団法人神奈川県タクシー協会 相模支部平塚地区会	
道路特定事業	横浜国道事務所 交通対策課	
	平塚土木事務所 道路維持課	
	平塚市 道路管理課	
	平塚市 道路整備課	
都市公園特定事業	平塚市 みどり公園・水辺課	
	平塚市 総合公園課	
交通安全特定事業	平塚警察署	
教育啓発特定事業（※1）	平塚市 教育指導課	
その他の事業	平塚駅周辺の移動円滑化	平塚市 都市整備課
	平塚駅周辺の駐輪対策	平塚市 交通政策課
	歩行者の安全対策	
	心のバリアフリー	平塚市 障がい福祉課
		平塚市 福祉総務課
		平塚市 土木総務課
		平塚市 商業観光課
公共サイン	平塚市 まちづくり政策課	

※1) 基本構想に新たに追加する事業

＜調査内容＞

- ・バリアフリー法の目標値に対する実施状況について … 別紙 1
- ・基本構想に掲げる事業の変更案について … 別紙 2

2 検討スケジュール

時期	内容
令和3年2月	事業者調整（意見照会）
令和3年5月（今回）	基本構想の変更に係る調査結果の提示 ※協議会で確認
令和3年7月～	事業者調整（意見照会）
令和3年度下半期	基本構想の変更案の作成 ※協議会で確認 パブリックコメント手続の実施（予定）
令和4年3月（予定）	基本構想の改定（事業計画の変更）

種別	バリアフリー法に基づく基本方針における目標 (R3.4.1)		実施状況 (平塚市内)	基本構想への位置付け		事業者	
	項目	目標値 (※1)		現状	今後		
鉄道	鉄道駅	段差の解消 (EV、スロープ等)	原則 100%	実施中(済)	あり	予定あり	鉄道事業者
		視覚障害者誘導用ブロック		実施中(済)	あり	予定あり	
		案内設備 (※2)		実施中(済)	あり	予定あり	
		障害者用トイレ		実施中(済)	あり	予定あり	
		ホームドア・可動式ホーム柵		3000番線(平塚駅:4番線)	未実施	なし	
	鉄道車両	約 70%	実施中(済)	なし	予定なし		
バス	バスターミナル (※3)	段差の解消	原則 100%				該当なし
		視覚障害者誘導用ブロック					
		案内設備 (※2)					
		障害者用トイレ					
	乗合バス車両	ノンステップバス	約 80%	実施中(済)	あり	予定あり	バス事業者
		リフト付きバス等 (適用除外車両)	約 25%	実施中(済)	なし	予定なし	
貸切バス車両		(※1)	実施中(済)	なし	予定なし		
タクシー	福祉タクシー車両	約 90,000, 県内約 25%	実施中(済)	あり	予定あり	タクシー事業者	
道路	重点整備地区内の主要な生活関連経路を構成する道路	約 70%	実施中(済)	あり	予定あり	道路管理者	
都市公園	園路及び広場	約 70%	実施中(済)	あり	今後検討	公園管理者	
	駐車場	約 60%	実施中(済)	あり	今後検討		
	便所	約 70%	実施中(済)	あり	今後検討		
路外駐車場	特定路外駐車場	75%				該当なし	
建築物	2000m2以上の特別特定建築物のストック	約 67%				該当なし	
信号機等	主要な生活関連経路を構成する道路に設置されている信号機等		原則 100%				公安委員会
		音響機能付加信号機 (※2)	原則 100%	実施中(済)	あり	予定あり	
		エスコートゾーン (※2)	原則 100%	実施中(済)	あり	予定あり	
全ての事業 (その他の事業を含む)	心のバリアフリー (※2)	用語の認知度 約 50% 等	実施中(済)	あり	予定あり	全ての事業者	

※1) 2025年度(令和7年度)までの国の目標値。詳細は【資料3参考資料】を御参照ください。

※2) 新たに位置付けられた項目を示します。

※3) 自動車ターミナル法に基づくバスターミナルが対象となります。

< 公共交通特定事業 >

基本構想に掲げる事業内容				基本構想に基づく事業計画		事業量		事業期間 ※1	
種別	項目	現行 (H26-)	変更案 (R4-)	現行 (H26-H32)	変更案 (R4-R7)	現行	変更案	現行	変更案
鉄道事業	通路	ホーム上の柱等については、旅客流動に配慮して安全性の確保に努めます。	(変更なし)	①定期的なバリアフリー設備の点検	(変更なし)	年12回	(変更なし)	【継続】	【継続】
	案内	筆談用具の設置、構内施設のバリアフリー対応状況等、利用者にとって必要な情報を提供します。	(変更なし)	②バリアフリーやサービスについての勉強会等	(変更なし)	年12回	(変更なし)	【継続】	【継続】
	心のバリアフリー (理解、手助け)	研修などによる職員教育の実施により、サポート体制を充実し、利用環境の向上に努めます。	(変更なし)	③サービス介助士の資格取得の推進	(変更なし)	毎年	(変更なし)	【継続】	【継続】
バス事業	車両	全ての車両を順次「低床車両」に代替えます。	(変更なし)	①ノンステップバスの導入	(変更なし)	71両	「未定」	【長期】	「未定」
	バス停	道路管理者等と連携し、バス停の利用環境の向上に努めます。	(変更なし)	②利用環境の向上	(変更なし)	年1箇所	「未定」	【長期】	「未定」
	案内	車外用放送装置を活用し、音声による行き先等の案内を推進します。	(変更なし)	③④社員教育の実施	(変更なし)	年1回以上	(変更なし)	【継続】	【継続】
	心のバリアフリー (理解、手助け)	利用者への適切な接遇や車いす対応等について、継続的な教育を実施するとともに、状況に応じて研修内容の更新を行います。	(変更なし)						
タクシー事業	車両	UDタクシーを導入します。	(変更なし)	①UDタクシーの導入	(変更なし)	21台	「未定」	【長期】	「未定」
	心のバリアフリー (理解、手助け)	タクシー協会や個々のタクシー事業者間で、サービス等の情報を共有し、共通したサービスの提供を連携して推進します。	(変更なし)	②情報の共有、各社の連携	(変更なし)	随時	(変更なし)	【継続】	【継続】
		利用者への適切な接遇や車いす対応等について、介助資格等の取得推進や継続的な教育を実施するとともに、状況に応じて研修内容の更新を行います。	(変更なし)	②乗務員教育の実施	(変更なし)	年1回	月1回 年12回	【継続】	【継続】

※1) 事業期間の記載内容は【前期】、【後期】又は【継続】とします。

→ 事業期間：令和4年度(2022年度)～令和7年度(2025年度)、【前期】：令和5年度(2023年度)、【後期】：令和7年度(2025年度)、【継続】：令和8年度(2026年度)以降も継続

< 道路特定事業 >

●生活関連経路（国道）

種別	番号	路線名	区間	基本構想に掲げる事業内容		事業量	事業期間 ※1
				現行 (H26-)	変更案 (R4-)		
国道	1	国道1号	宮の前交差点 ⇔ 崇善小学校東交差点	歩道橋の移動円滑化や交差点の平面横断経路の確保等により交差点のバリアフリー化を進めます。	(変更なし)	「未定」	「未定」
県道	2	県道61号 (平塚伊勢原)	追分交差点 ⇔ 平塚ろう学校前交差点	—	維持・管理 ※2	「未定」	「未定」
	3	県道606号 (大島明石)	八幡宮前交差点 ⇔ 平塚市総合公園	歩道の段差を改善します。	維持・管理 ※2	「未定」	「未定」
	4	県道607号 (平塚港平塚停車場)	平塚駅南口 ⇔ 長姫バス停前交差点	—	維持・管理 ※2	「未定」	「未定」
	5	県道608号 (平塚停車場袖ヶ浜)	平塚駅南口 ⇔ 平塚駅南口入口交差点	視覚障害者誘導用ブロックを未設置部分に設置します。	維持・管理 ※2	「未定」	「未定」
市道	6	駅前大通り線	平塚駅北口 ⇔ 宮の前交差点	交差点巻き込み部の段差を改善します。 側溝蓋等は、杖等が落ち込まない構造に改善します。	維持・管理 ※2	「未定」	「未定」
	7	駅前通り線	宮の前交差点 ⇔ 県合同庁舎前交差点	交差点巻き込み部の段差を改善します。 側溝蓋等は、杖等が落ち込まない構造に改善します。	維持・管理 ※2	「未定」	「未定」
	8	南町通東浅間線	平塚駅花水線 ⇔ 郵便局前交差点	交差点巻き込み部の段差を改善します。 切り下げ部等のすりつけ勾配を改善します。	維持・管理 ※2	「未定」	「未定」
	9	海岸南中線	平塚駅花水線 ⇔ 市民プラザ前交差点	交差点巻き込み部の段差を改善します。 視覚障害者誘導用ブロックを未設置部分に設置します。	維持・管理 ※2	「未定」	「未定」
	10	宝町通り線	平塚駅北口 ⇔ 須馬踏切	交差点巻き込み部の段差を改善します。 視覚障害者誘導用ブロックを未設置部分に設置します。	維持・管理 ※2	「未定」	「未定」
	11	南町通り線	平塚駅北口 ⇔ 南町通東浅間線	交差点巻き込み部の段差を改善します。 視覚障害者誘導用ブロックを未設置部分に設置します。	維持・管理 ※2	「未定」	「未定」
	12	東海道本通り線	MNプラザ ⇔ 市民センター	交差点巻き込み部の段差を改善します。	維持・管理 ※2	「未定」	「未定」
	13	後谷八幡裏線	平塚市役所前交差点 ⇔ 郵便局前交差点	交差点巻き込み部の段差を改善します。 切り下げ部等のすりつけ勾配を改善します。	維持・管理 ※2	「未定」	「未定」
	14	浅間町南原線	郵便局前交差点 ⇔ 追分交差点	交差点巻き込み部の段差を改善します。 切り下げ部等のすりつけ勾配を改善します。	維持・管理 ※2	「未定」	「未定」
	15	浅間町3号線	県合同庁舎前交差点 ⇔ 平塚警察署入口交差点	切り下げ部等のすりつけ勾配を改善します。	維持・管理 ※2	「未定」	「未定」
	16	平塚駅花水線	海岸南中線 ⇔ 南町通東浅間線	交差点巻き込み部の段差を改善します。 切り下げ部等のすりつけ勾配を改善します。 視覚障害者誘導用ブロックを未設置部分に設置します。	維持・管理 ※2	「未定」	「未定」
	17	八重咲町袖ヶ浜線	平塚駅南口 ⇔ 須賀打越羽衣町線	交差点巻き込み部の段差を改善します。 視覚障害者誘導用ブロックを未設置部分に設置します。	維持・管理 ※2	「未定」	「未定」
	18	須賀久領平塚中学校線	モータースクール前交差点 ⇔ 久領堤交差点	視覚障害者誘導用ブロックを未設置部分に設置します。	維持・管理 ※2	「未定」	「未定」
	19	三島神社後谷線	須馬踏切 ⇔ モータースクール前交差点	切り下げ部等のすりつけ勾配を改善します。	維持・管理 ※2	「未定」	「未定」
	20	追分7号線	大原交差点 ⇔ 平塚ろう学校前交差点	交差点巻き込み部の段差を改善します。 切り下げ部等のすりつけ勾配を改善します。	維持・管理 ※2	「未定」	「未定」

※1) 事業期間は、令和4年度(2022年度)～令和7年度(2025年度)とします。【継続】とは、令和8年度(2026年度)以降の継続を示します。

※2) 「維持・管理」の記載内容案 → 「平坦な歩道の維持、視覚障害者誘導用ブロックの改修、街路樹の剪定、道路附属施設の補修等、適切な歩道の維持・管理に努めます。」

<調査時点：令和3年3月>

< 都市公園特定事業 >

公園名	基本構想に掲げる事業内容		事業量	事業期間
	現行 (H26-)	変更案 (R4-)		
平塚市総合公園	出入口、園路、トイレ、駐車場等を改善します。	園内のバリアフリーに関する施設の点検を随時行い、適切な維持・管理に努めます。	「未定」	「未定」
湘南海岸公園	出入口、園路、トイレ、駐車場等を改善します。	園内のバリアフリーに関する施設の点検を随時行い、適切な維持・管理に努めます。	「未定」	「未定」

< 交通安全特定事業 >

項目	基本構想に掲げる事業内容		基本構想に基づく事業計画		事業量		事業期間 ※	
	現行 (H26-)	変更案 (R4-)	現行 (H26-H32)	変更案 (R4-R7)	現行	変更案	現行	変更案
交差点横断における安全性の確保	音響式信号機等の設置を推進します。	関係機関と調整し、音響式信号機等の設置について必要性を検討します。また、設置済の箇所は、適正に保守管理できるよう関係機関と調整を図ります。	①交通安全施設の点検・補修	設置した交通安全施設等の保守・点検を関係機関と調整しながら実施します。	随時	(変更なし)	【継続】	【継続】
安全な歩行空間の確保	生活関連経路における違法駐車取締りを強化します。	駅周辺及び駐車監視員活動ガイドラインに基づく重点地域の放置駐車取締りを推進します。	②違法駐車追放強化期間の実施	駐車監視員ガイドラインを重点に、年間を通じた取締りを実施します。	年2回	随時	【継続】	【継続】
	違法駐車防止や自転車利用マナー等の広報活動及び啓発活動を実施します。	違法駐車追放や自転車の交通ルール等に関する広報啓発活動を推進します。	②交通マナー向上のための広報、啓発活動の実施	神奈川県交通安全対策協議会による事業計画に基づき、5月の九都県市一斉自転車マナーアップ強化月間等、年間運動を通じた広報啓発活動を実施します。	随時	(変更なし)	【継続】	【継続】

※) 事業期間は、令和4年度(2022年度)～令和7年度(2025年度)とします。【継続】とは、令和8年度(2026年度)以降の継続を示します。

< 教育啓発特定事業(新規) >

項目	現行	基本構想に掲げる事業内容		事業量		事業期間 ※	
		現行	事業案 (R4-)	現行	事業案	現行	事業案
心のバリアフリー	—	福祉教育の充実 児童生徒や学校、地域の実態に即し、学校教育全体を通して、福祉についての理解や関心を深め「心のバリアフリー」を推進します。	—	各学校で福祉教育を実施。	—	【継続】	

※) 事業期間は、令和4年度(2022年度)～令和7年度(2025年度)とします。【継続】とは、令和8年度(2026年度)以降の継続を示します。

< 調査時点：令和3年3月 >

< その他の事業 >

基本構想に掲げる事業内容			基本構想に基づく事業計画		事業量		事業期間 ※1		事業者
項目	現行 (H26-)	変更案 (R4-)	現行 (H26-H32)	変更案 (R4-R7)	現行	変更案	現行	変更案	
平塚駅周辺の移動円滑化	駅前広場と改札階とのバリアフリー経路の確保を検討します。	(変更なし)	①施設管理者との協議	(変更なし)	年6回	年1回	【継続】	【継続】	都市整備課
	駅前広場等を結ぶ歩行空間の確保を検討します。	(変更なし)	②北口と南口をつなぐ歩行空間の確保についての協議	(変更なし)	年1回	(変更なし)	【継続】	【継続】	
			②北口と西口をつなぐ歩行空間の確保についての協議	(変更なし)	年1回	(変更なし)	【継続】	【継続】	
案内情報施設の設置を推進します。	(変更なし)	③案内情報施設の設置についての協議	(変更なし)	年1回	(変更なし)	【継続】	【継続】		
平塚駅周辺の駐輪対策	駐輪場の整備を推進します。	(変更なし)	①自転車等駐車場の整備	(変更なし)	一式	(変更なし)	【継続】	【継続】	交通政策課
	自転車利用者のルール・マナーの遵守意識の向上を推進します。	(変更なし)	②自転車利用マナーアップキャンペーンの実施	(変更なし)	年7回	「未定」	【継続】	【継続】	
	放置自転車の撤去を徹底します。	(変更なし)	③放置自転車の撤去	(変更なし)	通年	(変更なし)	【継続】	【継続】	
歩行者の安全対策	路面標示等による安全な歩行空間の創出を検討します。	(変更なし)	①自転車利用環境推進計画の策定	(変更なし)	一式	「未定」	【短期】	「未定」	
	歩行者、自転車の通行帯区分を検討します。	(変更なし)	②生活関連経路における自転車走行環境整備	(変更なし)	10.3km	「未定」	【継続】	【継続】	
心のバリアフリー (理解、手助け)	様々なイベント等の機会を活用した啓発を推進します。	「統合」 ※2	①「障害者週間」キャンペーン事業の実施等	—	年1回	—	【継続】	—	障がい福祉課
	高齢者、障がい者等の疑似体験を取り入れた学習機会を提供します。	(変更なし)	②疑似・点字・誘導体験の実施	(変更なし)	年90回	(変更なし)	【継続】	【継続】	福祉総務課
心のバリアフリー (理解、手助け、利用を妨げない、情報提供)	広報誌、機関誌等を活用した啓発を推進します。	様々なイベントや冊子等を活用した啓発を推進します。 ※2	①心のバリアフリーについてのチラシの発行	パネル展の開催	年1回	年3回	【継続】	【継続】	障がい福祉課
				福祉ショップ「ありがとう」を通じた取組		通年			
				冊子等を活用した周知・啓発		通年			
	ホームページを活用したバリアフリー情報を提供します。	(変更なし)	②生活関連施設等のバリアフリー情報の発信	(変更なし)	37施設	「未定」	【中期】	「未定」	交通政策課
	バリアフリーマップを作成します。 (バリアフリー店舗の認定と表示)	(変更なし)	③バリアフリーマップの作成	バリアフリーマップの更新	一式	(変更なし)	【中期】	「未定」	交通政策課
	路上占有物(商品、看板等)防止のための啓発を推進します。	(変更なし)	④生活関連経路の巡回指導、啓発パンフレットの配布	(変更なし)	年1回	(変更なし)	【継続】	【継続】	土木総務課
商店等への啓発(接客対応等)を推進します。	(変更なし)	⑤活動事例の紹介及び取組依頼	(変更なし)	年1回	(変更なし)	【継続】	【継続】	商業観光課	
福祉ボランティアの育成を推進します。	(変更なし)	⑥ボランティア研修の実施	(変更なし)	年3回	(変更なし)	【継続】	【継続】	福祉総務課	
公共サイン	駅前広場や公共施設等への案内表示等の設置を推進します。	駅前広場や公共施設等への案内表示等の設置・修繕を推進します。	①駅周辺公共施設等案内サインの設置	(変更なし)	10箇所	9箇所	【中期】	【後期】	まちづくり政策課
			②駅周辺公共施設等案内サインの修繕	(変更なし)	15箇所	随時	【中期】	【継続】	

※1) 事業期間は、令和4年度(2022年度)～令和7年度(2025年度)とします。【継続】とは、令和8年度(2026年度)以降の継続を示します。

※2) 「平塚市障がい者福祉計画(第4期)～ひらつか障がい者福祉プラン かがやき～」との整合を図るため事業を統合

令和2年5月20日公布
※赤字：令和2年6月19日施行
青字：令和3年4月1日施行

法律の概要

1. 公共交通事業者など施設設置管理者におけるソフト対策の取組強化

- 公共交通事業者等に対するソフト基準※遵守義務の創設（※スロープ板の適切な操作、明るさの確保等）
- 公共交通機関の乗継円滑化のため、他の公共交通事業者等からのハード・ソフト（旅客支援、情報提供等）の移動等円滑化に関する協議への応諾義務を創設
- 障害者等へのサービス提供について国が認定する観光施設（宿泊施設・飲食店等）の情報提供を促進

2. 国民に向けた広報啓発の取組推進

（1）優先席、車椅子使用者用駐車施設等の適正な利用の推進

- 国・地方公共団体・国民・施設設置管理者の責務等として、「車両の優先席、車椅子用駐車施設、障害者用トイレ等の適正な利用の推進」を追加
- 公共交通事業者等に作成が義務付けられたハード・ソフト取組計画の記載項目に「上記施設の適正な利用の推進」等を追加

（2）市町村等による「心のバリアフリー」の推進（学校教育との連携等）（主務大臣に文科大臣を追加）

- 目的規定、国が定める基本方針、市町村が定める移動等円滑化促進方針（マスタープラン）の記載事項や、基本構想に記載する事業メニューの一つとして、「心のバリアフリー」に関する事項を追加
- 心のバリアフリーに関する「教育啓発特定事業」を含むハード・ソフト一体の基本構想について、作成経費を補助（※予算関連）
- バリアフリーの促進に関する地方公共団体への国の助言・指導等

【教育啓発特定事業のイメージ】



高齢者疑似体験



車椅子サポート体験

3. バリアフリー基準適合義務の対象拡大

- 公立小中学校及びバス等の旅客の乗降のための道路施設（旅客特定車両停留施設）を追加

(2)市町村等による「心のバリアフリー」の推進(学校教育との連携)(主務大臣に文科大臣を追加)

令和2年6月19日施行

- 目的規定、国が定める基本方針、市町村が定める移動等円滑化促進方針（マスタープラン※）の記載事項に「心のバリアフリー」に関する事項を追加
※旅客施設を中心とした地区等において、面的・一体的なバリアフリー化の方針を市町村が示すもの（具体の事業の位置づけは不要）
- 市町村が作成する基本構想に記載する事業メニューの一つとして、心のバリアフリーに関する「教育啓発特定事業」を追加
- 「教育啓発特定事業」を含むハード・ソフト一体の基本構想について、作成経費を補助（※予算関連）
- バリアフリーの促進に関する地方公共団体への国の助言・指導等に関する規定を創設

基本構想制度について

旅客施設など、高齢者、障害者等が利用する施設が集積する地区（「重点整備地区」）において、公共交通機関、建築物、道路等のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進し、面的なバリアフリー化を実現するための「基本構想」を市町村が作成。

基本構想には、ハード整備に関する事業（公共交通特定事業、道路特定事業、路外駐車場特定事業、都市公園特定事業、建築物特定事業及び交通安全特定事業）を位置づけることで、関係者に事業の実施が義務付けられる。

現在の特定事業（例）

公共交通特定事業

ノンステップバスの導入、ホームドアの設置等



道路特定事業

歩道への視覚障害者誘導用ブロックの設置、車道との段差解消、滑り止め舗装等



建築物特定事業

建築物内のエレベーター設置、障害者対応型便所の整備等



交通安全特定事業

音響式信号機、残り時間のわかる信号機、エスコートゾーンの設置等



教育啓発特定事業（例）

- ・学校におけるバリアフリー教室の開催
- ・障害当事者を講師とした住民向けバリアフリー講演会やセミナーの開催
- ・交通事業者等の従業員を対象とした接遇研修の実施 等



高齢者疑似体験 車椅子サポート体験 当事者講師によるセミナー

バリアフリー法に基づく基本方針における次期目標について(最終とりまとめ)(概要)

令和2年12月25日公布
令和3年4月1日施行

背景

- 現行の基本方針におけるバリアフリー化の目標は令和2年度までの期限となっていることから、「バリアフリー法及び関連施策のあり方に関する検討会」において、**学識経験者、高齢者・障害者等団体、事業者団体の方々から専門的・具体的なご意見をいただき**ながら、新型コロナウイルス感染症による影響等の状況も踏まえ、**次期目標をとりまとめ**。

(第8回検討会:令和元年11月15日、第9回検討会:令和2年1月16日、第10回検討会:令和2年6月17日、第11回検討会:令和2年11月18日)

次期目標の設定に向けた見直しの視点

- ・現行目標においては、施設等の種別ごとにバリアフリー化の目標を設定し、国、地方公共団体、施設設置管理者等が連携してバリアフリー化に取り組み、一定程度の進捗がみられるが、引き続きバリアフリー化を進める必要がある。
- ・次期目標については、**ハード・ソフト両面でのバリアフリー化をより一層推進**していく観点から、**以下の点に留意**。
 - 各施設等について**地方部を含めたバリアフリー化**の一層の推進
(平均利用者数^(※1)が2,000人以上3,000人未満/日であって基本構想に位置付けられた旅客施設等に関する目標を追加)
 - **聴覚障害及び知的・精神・発達障害に係るバリアフリー**の進捗状況の見える化
(旅客施設のバリアフリー指標として、案内設備(文字等及び音声による運行情報提供設備、案内用図記号による標識等)を明確に位置付け)
 - **マスタープラン・基本構想の作成**による面的なバリアフリーのまちづくりの一層の推進
 - 移動等円滑化に関する国民の理解と協力、いわゆる**「心のバリアフリー」^(※2)の推進**

※1:新型コロナウイルス感染症のような特殊な外的要因により、年度によっては前年度に比べ著しく増減する可能性があることから、適切に補正した結果(例えば、過去3年度における平均値を用いる)も考慮したうえで、取組む

※2:「ユニバーサルデザイン2020行動計画」(平成29年2月ユニバーサルデザイン2020関係閣僚会議決定)において、「心のバリアフリー」を体現するためのポイントとして、「障害のある人への社会的障壁を取り除くのは社会の責務であるという「障害の社会モデル」を理解すること」、「障害のある人(及びその家族)への差別(不当な差別的取扱い及び合理的配慮の不提供)を行わないよう徹底すること。」及び「自分とは異なる条件を持つ多様な他者とコミュニケーションを取る力を養い、すべての人が抱える困難や痛みを想像し共感する力を培うこと。」が挙げられている

目標期間

- ・現行目標期間:平成23年度(2011年度)から令和2年度(2020年度)までの10年間
- ・次期目標期間:社会資本整備重点計画等の計画期間、バリアフリー法に基づく基本構想等の評価期間、新型コロナウイルス感染症による影響への対応等を踏まえ、時代の変化により早く対応するため、**おおむね5年間^(※3)**

※3:新型コロナウイルス感染症による更なる影響、新技術の開発など予見し難い状況の変化が生じた場合には、次期目標期間内であっても、必要に応じて目標の見直しに努める

1

バリアフリー法に基づく基本方針における次期目標について(最終とりまとめ)(概要)

(赤字下線:現行目標からの追加・変更)

			2019年度末 (現状(速報値))	2025年度末までの目標
鉄軌道	鉄軌道駅 (※1)	段差の解消	92%	○バリアフリー指標として、 案内設備(文字等及び音声による運行情報提供設備、案内用図記号による標識等) の設置を追加 ○3,000人以上/日の施設及び 基本構想の生活関連施設に位置付けられた2,000人以上/日の施設 を原則100% ○この場合、地域の要請及び支援の下、鉄軌道駅の構造等の制約条件を踏まえ可能な限りの整備を行う ○その他、地域の実情にかんがみ、利用者数のみならず利用実態をふまえて可能な限りバリアフリー化 ○ 高齢者、障害者等に迂回による過度の負担が生じないよう、大規模な鉄軌道駅については、当該駅及び周辺施設の状況や当該駅の利用状況等を踏まえ、可能な限りバリアフリールートの複数化を進める ○ 駅施設・車両の構造等に応じて、十分に列車の走行の安全確保が図れることを確認しつつ、可能な限りプラットホームと車両乗降口の段差・隙間の縮小を進める ○ 駅やホームの構造・利用実態、駅周辺エリアの状況などを勘案し、優先度が高いホームでの整備を加速化することを目指し、全体で3,000番線 ○うち、10万人/日以上は800番線
		視覚障害者誘導用ブロック	95%	
		案内設備(※2)	74%	
		障害者用トイレ(※3)	89%	
	ホームドア・可動式ホーム柵	858駅		
鉄軌道車両(※4)		75%	○ 約70% ○ 令和2年4月に施行された新たなバリアフリー基準(鉄軌道車両に設ける車椅子スペースを1列車につき2箇所以上とすること等を義務付け)への適合状況(50%程度と想定)を踏まえて設定 ○ 新幹線車両について、車椅子用フリースペースの整備を可能な限り進める	
バス	バスターミナル(※1)	段差の解消	95%	バリアフリー指標として、 案内設備(文字等及び音声による運行情報提供設備、案内用図記号による標識等) の設置を追加 ○3,000人以上/日の施設及び 基本構想の生活関連施設に位置付けられた2,000人以上/日の施設 を原則100% ○その他、地域の実情にかんがみ、利用者数のみならず利用実態等をふまえて可能な限りバリアフリー化
		視覚障害者誘導用ブロック	98%	
		案内設備(※2)	76%	
	乗合バス車両(※4)	障害者用トイレ(※3)	84%	
		ノンステップバス	61%	
リフト付きバス等(適用除外車両)		5%	○約25%をリフト付きバス又はスロープ付きバスとする等、高齢者、障害者等の利用の実態を踏まえて、可能な限りバリアフリー化 ○ 1日当たりの平均的な利用者数が2,000人以上の航空旅客ターミナルのうち鉄軌道アクセスがない施設(指定空港)へのバス路線を運行する乗合バス車両における適用除外の認定基準を見直すとともに、指定空港へアクセスするバス路線の運行系統の総数の約50%について、バリアフリー化した車両を含む運行とする	
貸切バス車両(※4)		1,081台	約2,100台のノンステップバス、リフト付きバス又はスロープ付きバスを導入する等、高齢者、障害者等の利用の実態を踏まえて、可能な限りバリアフリー化	
タクシー	福祉タクシー車両(※4)		37,064台	○ 約90,000台 ○ 各都道府県における総車両数の約25%について、ユニバーサルデザインタクシーとする
船舶	旅客船ターミナル(※1)	段差の解消	100%	○バリアフリー指標として、 案内設備(文字等及び音声による運行情報提供設備、案内用図記号による標識等) の設置を追加 ○ 2,000人以上/日の施設 を原則100% ○離島との間の航路等に利用する公共旅客船ターミナルについて地域の実情を踏まえて順次バリアフリー化 ○その他、地域の実情にかんがみ、利用者数のみならず利用実態等をふまえて可能な限りバリアフリー化
		視覚障害者誘導用ブロック	100%	
		案内設備(※2)	54%	
		障害者用トイレ(※3)	100%	
	旅客船(旅客不定期航路事業の用に供する船舶を含む。)(※4)		48%	

※1 1日当たりの平均的な利用者数が3,000人以上のものが対象。

※2 文字等により表示するための設備及び音声により提供するための設備、標識、案内板等。

※3 便所を設置している旅客施設が対象。

※4 車両等におけるバリアフリー化の内容として、段差の解消、運行情報提供設備(車両等の運行(運航を含む。))に関する情報を文字等により表示するための設備及び音声により提供するための設備。福祉タクシーにあっては、音等による情報提供設備及び文字による意思疎通を図るための設備)の設置等が含まれる旨を明記。

※5 高齢者、障害者等については、乳幼児連れも含む。

バリアフリー法に基づく基本方針における次期目標について(最終とりまとめ)(概要)

(赤字下線: 現行目標からの追加・変更)

		2019年度末 (現状(速報値))	2025年度末までの目標	
航空	航空旅客ターミナル(※1)	段差の解消	87%	
		視覚障害者誘導用ブロック	95%	
		案内設備(※2)	95%	
	障害者用トイレ(※3)	97%		
	航空機(※4)	99%	原則100%	
道路	重点整備地区内の主要な生活関連経路を構成する道路	63%(※5,※6)	約70%	
都市公園	園路及び広場	57%(※6)	○規模の大きい概ね2ha以上の都市公園を約70% ○その他、地域の実情にかんがみ、利用実態等をふまえて可能な限りバリアフリー化	
	駐車場	48%(※6)	○規模の大きい概ね2ha以上の都市公園を約60% ○その他、地域の実情にかんがみ、利用実態等をふまえて可能な限りバリアフリー化	
	便所	36%(※6)	○規模の大きい概ね2ha以上の都市公園を約70% ○その他、地域の実情にかんがみ、利用実態等をふまえて可能な限りバリアフリー化	
路外駐車場	特定路外駐車場	65%(※6)	約75%	
建築物	2,000㎡以上の特別特定建築物(※7)のストック	61%	○床面積の合計が2,000㎡以上の特別特定建築物を約67% ○床面積の合計が2,000㎡未満の特別特定建築物等についても、地方公共団体における条例整備の働きかけ、ガイドラインの作成及び周知により、バリアフリー化を促進 ※公立小学校等については、文部科学省において目標を定め、障害者対応型便所やスロープ、エレベーターの設置等のバリアフリー化を実施する	
信号機等	主要な生活関連経路を構成する道路に設置されている信号機等		99%	主要な生活関連経路を構成する道路に設置されている信号機等は原則100%
		音響機能付加信号機	—	主要な生活関連経路を構成する道路のうち、道路又は交通の状況に応じ必要な部分に設置されている信号機については原則100%
		エスコートゾーン	—	主要な生活関連経路を構成する道路のうち、道路又は交通の状況に応じ必要な部分に設置されている道路標示については原則100%
基本構想等	移動等円滑化促進方針の作成	8自治体(※8)	約350自治体(全市町村(約1,740)の約2割)	
	移動等円滑化基本構想の作成	304自治体(※9)	約450自治体(2,000人以上/日の鉄軌道駅及びバスターミナルが存在する市町村(約730)の約6割に相当)	
	「心のバリアフリー」	—	○移動等円滑化に関する国民の理解と協力を得ることが当たり前の社会となるような環境を整備する ○「心のバリアフリー」の用語の認知度を約50%(現状: 約24%(※10)) ○高齢者、障害者等の立場を理解して行動ができていない人の割合を原則100%(現状: 約80%(※11))	

※1 1日当たりの平均的な利用者数が3,000人以上のものが対象。

※2 文字等により表示するための設備及び音声により提供するための設備、標識、案内板等。

※3 便所を設置している旅客施設が対象。

※4 車両等におけるバリアフリー化の内容として、段差の解消、運行情報提供設備(車両等の運行(運航を含む。))に関する情報を文字等により表示するための設備及び音声により提供するための設備、福祉タクシーにあっては、音等による情報提供設備及び文字による意思疎通を図るための設備)の設置等が含まれる旨を明記。

※5 重点整備地区内の主要な生活関連経路を構成する道路約4,450kmが対象。

※6 2019年度末の数値は集計中であるため2018年度末の数値。

※7 公立小学校等(小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校(前期課程に係るものに限る。))で公立のものは除く。

※8 2020年6月末の数値。

※9 2020年3月末の数値。

※10 2020年6月に国土交通省が実施した「心のバリアフリーに関するアンケート調査」による。

※11 2020年6月に国土交通省が実施した「心のバリアフリーに関するアンケート調査」による。

※12 高齢者、障害者等については、乳幼児連れも含む。

バリアフリー法に基づく基本方針における次期目標について(最終とりまとめ)(概要)

旅客施設 (鉄軌道駅、バスターミナル、旅客船ターミナル、航空旅客ターミナル)

現行

※1: 2019年度末の段差解消の数値(速報値)

- ▶ 平均利用者数が3,000人以上/日の旅客施設を原則として全てバリアフリー化
- ▶ これ以外の旅客施設についても、高齢者、障害者等の利用実態等の地域の実情を踏まえ、可能な限りバリアフリー化

<旅客施設(3,000人以上/日)のバリアフリー化率(※1)>

・鉄軌道駅(約3,600駅)	: 92%	・バスターミナル(約50施設)	: 95%
・旅客船ターミナル(約15施設)	: 100%	・航空旅客ターミナル(約40施設)	: 87%

目標

※2: 2019年度末の数値(速報値)

<旅客施設全般>

- ▶ バリアフリー指標として、**案内設備(文字等及び音声による運行情報提供設備、案内図記号による標識等)の設置を追加**

<旅客施設(3,000人以上/日)の案内設備のバリアフリー化率(※2)>

・鉄軌道駅(約3,600駅)	: 74%	・バスターミナル(約50施設)	: 76%
・旅客船ターミナル(約15施設)	: 54%	・航空旅客ターミナル(約40施設)	: 95%

<運行情報提供設備>



【多機能便所のあるトイレ】



<標識(ピクトグラム)>

- ▶ これ以外の旅客施設についても、高齢者、障害者等の利用実態等の地域の実情を踏まえ、可能な限りバリアフリー化

<鉄軌道駅・バスターミナル>

- ▶ 平均利用者数が3,000人以上/日の施設と**2,000人以上3,000人未満/日**で基本構想の生活関連施設に位置付けられた施設を原則として全てバリアフリー化

<旅客船ターミナル・航空旅客ターミナル>

- ▶ 平均利用者数が**2,000人以上/日**の施設を原則として全てバリアフリー化

バリアフリー法に基づく基本方針における次期目標について(最終とりまとめ)(概要)

鉄軌道駅 (平均利用者数に係る目標以外)

現行

※1:2019年度末の数値(速報値)

<ホームドア・可動式ホーム柵>

- 車両扉の統一等の技術的困難さ、停車時分の増大等のサービス低下、膨大な投資費用等の課題を総合的に勘案した上で、優先的に整備すべき駅を検討し、地域の支援の下、可能な限り設置を促進

※交通政策基本計画において2020年度までに約800駅の整備を行う



ホームドア等の設置状況(※1)：858駅

目標

※2:2019年度末の数値(速報値)

<ホームドア・可動式ホーム柵>

- **駅やホームの構造・利用実態、駅周辺エリアの状況などを勘案し、優先度が高いホームでの整備を加速化することを目指し、鉄軌道駅全体で3,000番線、うち平均利用者数が10万人以上/日の駅で800番線を整備する**

<ホームドア等の整備状況(※2)>

- ・鉄軌道駅全体の総番線数：19,951番線、総駅数：9,465駅
(うち10万人/日以上駅 総番線数：1,275番線、総駅数：285駅)
- ・鉄軌道駅全体の整備済総番線数：1,953番線、整備済総駅数：858駅
(うち10万人/日以上駅 整備済番線数：447番線、整備済駅数：154駅)

<その他(新設)>

- 高齢者、障害者等に迂回による過度の負担が生じないよう、大規模な鉄軌道駅については、当該駅及び周辺施設の状況や当該駅の利用状況等を踏まえ、**可能な限りバリアフリールート複数化を進める**
- 駅施設・車両の構造等に応じて、十分に列車の走行の安全確保が図れることを確認しつつ、**可能な限りプラットホームと車両乗降口の段差・隙間の縮小を進める**

※ホームドア・可動式ホーム柵の整備実績は、整備済番線数とともに、整備済駅数についても公表予定。⁵

バリアフリー法に基づく基本方針における次期目標について(最終とりまとめ)(概要)

※1:2019年度末の数値(速報値)

現行

鉄軌道車両

- 総車両数約5万2,000両のうち約70%をバリアフリー化
＜バリアフリー化率(※1) : 75%＞



目標

- 総車両数約5万3,000両のうち**約70%**をバリアフリー化
〔令和2年4月に施行された新たなバリアフリー基準(鉄軌道車両に設ける車椅子スペースを1列車につき2箇所以上とすること等を義務付け)への適合状況(50%程度と想定)を踏まえて設定〕
- **新幹線車両について、車椅子用フリースペースの整備を可能な限り速やかに進める**

現行

旅客船

- 総隻数約700隻のうち約50%をバリアフリー化
＜バリアフリー化率(※1) : 48%＞
- 平均利用者数が5,000人以上/日のターミナルに就航する船舶は原則全てバリアフリー化
＜バリアフリー化率(※1) : 48%＞
- これ以外の船舶についても、利用実態等を踏まえて可能な限りバリアフリー化

目標

- 総隻数約700隻のうち**約60%**をバリアフリー化
- 平均利用者数が**2,000人以上/日**のターミナルに就航する船舶は、構造等の制約条件を踏まえて可能な限りバリアフリー化
- これ以外の船舶についても、利用実態等を踏まえて可能な限りバリアフリー化

現行

航空機

- 総機数約620機を全てバリアフリー化
＜バリアフリー化率(※1) : 99%＞

目標

- 総機数約670機を全てバリアフリー化



＜新幹線の車椅子フリースペースのイメージ例＞

バリアフリー法に基づく基本方針における次期目標について(最終とりまとめ)(概要)

現行

乗合バス車両

※1: 2019年度末の数値(速報値)

※2: 適用除外認定車両約1万台を除く

<ノンステップバス>

- 総車両数約5万台(※2)のうち約70%をバリアフリー化

<バリアフリー化率(※1) : 61%>

<リフト付バス等>

- 約25%をリフト付きバス又はスロープ付きバスとする等、高齢者、障害者等の利用の実態を踏まえて、可能な限りバリアフリー化

<バリアフリー化率(※1) : 5%>

目標

<ノンステップバス>

- 総車両数約5万台(※2)のうち**約80%**をバリアフリー化

- **1日当たりの平均的な利用者数が2,000人以上の航空旅客ターミナルのうち鉄軌道アクセスがない施設(指定空港)へのバス路線を運行する乗合バス車両における適用除外の認定基準を見直すとともに、指定空港へアクセスするバス路線の運行システムの総数の約50%について、バリアフリー化した車両を含む運行とする**

<リフト付バス等>

- 約25%をリフト付きバス又はスロープ付きバスとする等、高齢者、障害者等の利用の実態を踏まえて、可能な限りバリアフリー化

現行

貸切バス車両

- 約2,100台のノンステップバス、リフト付きバス又はスロープ付きバスを導入する等、高齢者、障害者等の利用の実態を踏まえて、可能な限りバリアフリー化

<バリアフリー化率(※1) : 1,081台>

目標

- 約2,100台のノンステップバス、リフト付きバス又はスロープ付きバスを導入する等、高齢者、障害者等の利用の実態を踏まえて、可能な限りバリアフリー化

現行

タクシー車両

- 約44,000台の福祉タクシー(ユニバーサルデザインタクシーを含む。)を導入

<バリアフリー化率(※1) >

- ・福祉タクシー : 37,064台
(うち、ユニバーサルデザインタクシー : 21,736台)

目標

- **約90,000台**の福祉タクシー(ユニバーサルデザインタクシーを含む。)を導入
- **各都道府県における総車両数の約25%について、ユニバーサルデザインタクシーとする**

バリアフリー法に基づく基本方針における次期目標について(最終とりまとめ)(概要)

道路

現行

- 重点整備地区内の主要な生活関連経路を構成する道路を原則として全てバリアフリー化

＜バリアフリー化率(※1) : 89%＞

〔令和元年7月に、面的なバリアフリー化を推進するため、約1,700kmに約2,400kmを加え、全体約4,450kmに拡大し、バリアフリー化率(※2)は約63%〕

※1: 重点整備地区内の主要な生活関連経路を構成する道路約1,700kmが対象であり、2018年度末の数値

※2: 2018年度末の数値

信号機等

現行

- 重点整備地区内の主要な生活関連経路を構成する道路に設置されている信号機等を原則として全てバリアフリー化

＜バリアフリー化率(※3) : 99%＞

※3: 2019年度末の数値

目標

- 重点整備地区内の主要な生活関連経路を構成する道路(約4,450km)の約70%をバリアフリー化

道路のバリアフリー化整備事例



目標

- 重点整備地区内の主要な生活関連経路を構成する道路に設置されている信号機等を原則として全てバリアフリー化
- 重点整備地区内の主要な生活関連経路を構成する道路のうち、道路又は交通の状況に応じ必要な部分に設置されている、
 - 信号機は原則として全て音響機能付加信号機にする
 - 道路標示は原則として全てエスコートゾーンを設置



＜音響機能付加信号機の例＞



＜エスコートゾーンの例＞

バリアフリー法に基づく基本方針における次期目標について(最終とりまとめ)(概要)

※2:2019年度末の数値(速報値)

現行

都市公園

※1:2018年度末の数値

- 園路及び広場(約97,000箇所)の約60%をバリアフリー化
 <バリアフリー化率(※1) : 57%>
- 駐車場(約9,000箇所)の約60%をバリアフリー化
 <バリアフリー化率(※1) : 48%>
- 便所(約36,000箇所)の約45%をバリアフリー化
 <バリアフリー化率(※1) : 36%>

目標

- 規模の大きい概ね2ha以上の都市公園について
 - ・園路及び広場(約9,000箇所)の**約70%**をバリアフリー化
 <現状のバリアフリー化率(※1) : 約63%>
 - ・駐車場(約6,000箇所)の**約60%**をバリアフリー化
 <現状のバリアフリー化率(※1) : 約53%>
 - ・便所(約9,000箇所)の**約70%**をバリアフリー化
 <現状のバリアフリー化率(※1) : 約61%>

現行

路外駐車場

- 特定路外駐車場(約3,900箇所)の約70%をバリアフリー化
 <バリアフリー化率(※1) : 65%>

目標

- 特定路外駐車場(約3,900箇所)の**約75%**をバリアフリー化

現行

建築物

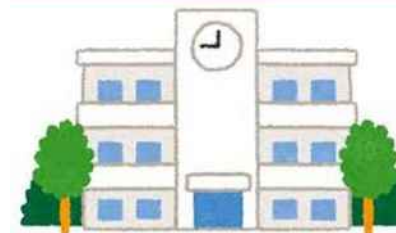
- 床面積の合計が2,000m²以上の特別特定建築物の総ストックの約60%をバリアフリー化

<バリアフリー化率(※2) : 61%>



目標

- 床面積の合計が2,000m²以上の特別特定建築物の総ストックの**約67%**をバリアフリー化
- **床面積の合計が2,000m²未満の特別特定建築物等についても、地方公共団体における条例整備の働きかけ、ガイドラインの作成及び周知により、バリアフリー化を促進**
- **公立小学校等(※3)については、文部科学省において目標を定め、障害者対応型便所やスロープ、エレベーターの設置等のバリアフリー化を実施する**



※3:小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校(前期課程に係るものに限る。)で公立のもの

バリアフリー法に基づく基本方針における次期目標について(最終とりまとめ)(概要)

マスタープラン・基本構想の作成

現行

- マスタープラン及び基本構想の制度は、市町村が中心となり、施設単体ではなく、施設間を結ぶ経路を含めた主としてハード面での面的なバリアフリー化を促進するために設けられた制度

＜作成状況＞

・マスタープラン： 全国8市区(※1) ・基本構想： 全国304市区町(※2)

※1：2020年6月末の数値、※2：2020年3月末の数値

目標

- マスタープランの作成市町村数： **約350自治体**（全市町村(約1,740)の2割）
- 基本構想の作成市町村数： **約450自治体**（平均利用者数が2,000人以上/日の鉄軌道駅及びバスターミナルが存在する市町村(約730)の約6割に相当）

心のバリアフリー

現行

- 令和2年5月の改正バリアフリー法においては、車両の優先席、車椅子利用者用駐車施設等の適正利用の推進や学校教育との連携など移動等円滑化に係る「心のバリアフリー」に関する施策を強化

目標

- 共生社会の実現に向けて、ハード面の目標のみならず、ソフト面の目標として、
- **移動等円滑化に関する国民の理解と協力を得ることが当たり前の社会となるよう環境を整備する。**
 - 「心のバリアフリー」の用語の認知度： **約50%**（現状(※3)：約24%）
 - 高齢者、障害者等の立場を理解して行動ができている人の割合： **原則100%**（現状(※3)：約80%）

※3：2020年6月に国土交通省が実施した「心のバリアフリーに関するアンケート調査」による。10